

事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の
効果的実施に向けて

ガイダンス

平成25年11月

国土交通省総合政策局

2-4 地域公共交通調査等事業

(1) 地域公共交通調査事業

1) 評価の実施単位

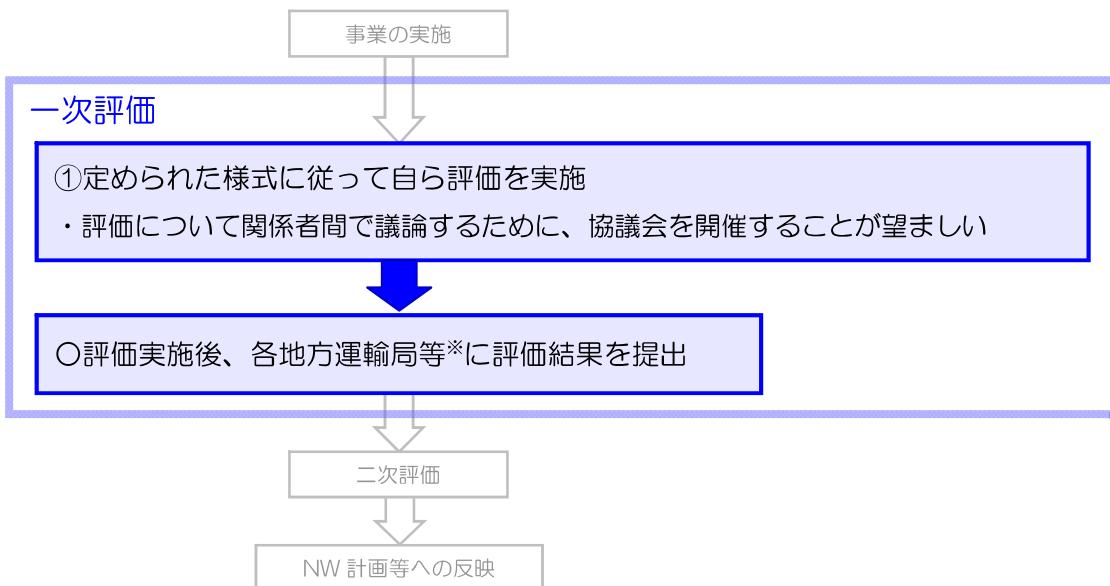
評価は協議会ごとに実施する。

2) 全体スケジュール

| X年度 | | | X+1年度 | | X+2年度 | | |
|-------|------|------|-------|------|-------|-------------|-----|
| 4月 | 1月 | 2月 | 4月 | 6月末 | 10月 | 4月 | 10月 |
| X年度事業 | | | | | | X+2年度確保維持事業 | |
| | 一次評価 | 二次評価 | | | | | |
| | | | 反映 | NW計画 | | | |

3) 一次評価

地域公共交通調査事業（以下「調査事業」）における一次評価とは、事業の実施状況を把握するため、協議会自らが事業年度中（注）に評価を行うものである。



※地方運輸局等：地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）又は地方航空局

調査事業は、生活交通ネットワーク計画等の策定のために実施するものであるため、調査が実施されたことのみをもって評価は完結せず、調査が適切に計画の策定に結びつくものとなっているかどうかという観点で評価を実施することが必要である。なお、バリア解消促進等事業とは異なり、事業年度中（注）に評価を実施する点に注意が必要である。

（注）調査事業は年度後半から開始されるケースもあり、2月に二次評価を実施することが困難であるケースも想定される。この場合、事業終了後に外部有識者に個別に相談すること等により対応する。

①一次評価の実施対象

各年度の補助対象事業全てについて、当該事業年度（会計年度）中に評価を実施する。

②作業内容

協議会において、調査事業の実施状況、生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針を記載する。

それらの結果は、以下に示す様式に整理し、地方運輸局等に提出する。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通調査事業等）

平成 年 月 日

協議会名：

| ①事業の結果概要 | ②事業実施の適切性 | ③生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針 |
|----------|-----------|---------------------------|
| ① | ② | ③ |

① 事業の結果概要：

事業内容及び結果概要を記載する。結果概要では、主な調査結果について結論を簡潔に記載する。

② 事業実施の適切性：

調査事業が適切に実施されたかを、A, B, C の 3 段階で評価する。計画どおり実施されなかつ場合には、実施されなかつた事項及びその理由を明らかにする。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

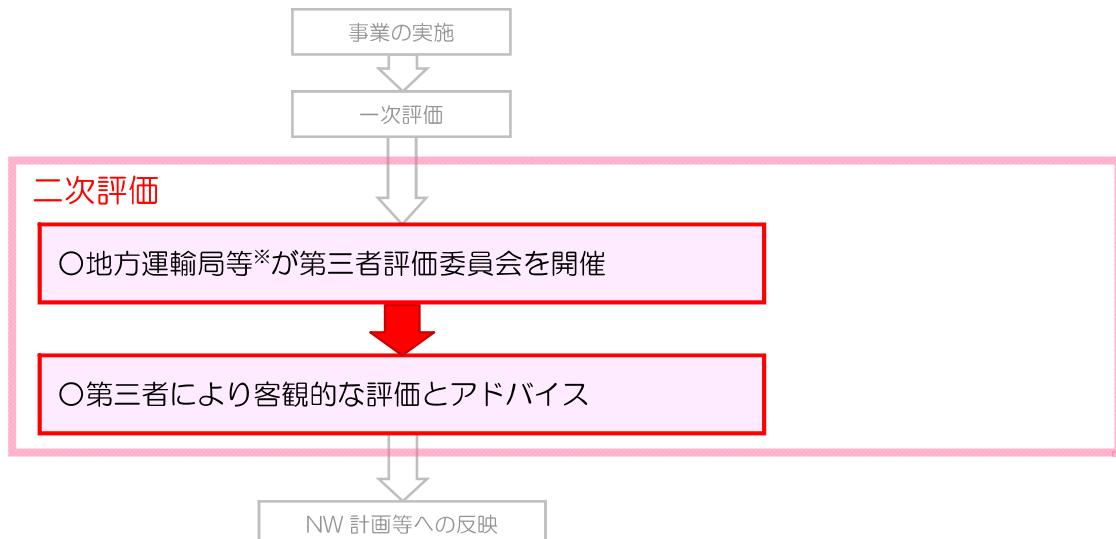
C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかつた

③ 生活交通ネットワーク計画等の計画策定に向けた方針：

補助申請を行う補助対象事業名、事業内容、実施時期等を記載し、調査結果を受けた計画策定の方針を記載する。

4) 二次評価

調査事業における二次評価とは、一次評価の結果に関し、各地方運輸局等に設置された学識経験者等による第三者評価委員会において、客観性・妥当性の検証を行うとともに、今後に向けてのアドバイスを行うものである。



*地方運輸局等：地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む）又は地方航空局

一次評価の項で述べた通り、調査事業では、調査が適切に計画の策定に結びつくものとなっているかどうかという観点で評価を実施することが必要である。

ネットワーク計画等が策定されたかという確認自体は容易ではあるものの、調査内容が適切であるか、調査内容が同計画作成に反映し得るものとなっているか（あるいは反映されたか）どうかについては、第三者の視点によるチェックを行う必要がある。

① 二次評価の実施対象

調査事業においては、全ての事業について二次評価を実施する。（確保維持事業では、年度により二次評価の実施対象となる場合とならない場合があるが、調査事業では全事業を対象として二次評価を実施する。）

② 作業内容

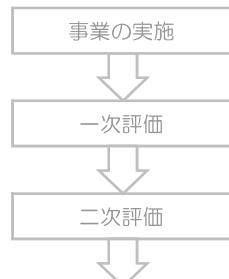
地方運輸局等が開催する第三者評価委員会において、協議会が提出した一次評価結果について、第三者評価委員から客観性・妥当性の検証を受けるとともに、その調査結果を元にした生活交通ネットワーク計画策定に向けたアドバイスを受ける。

地方運輸局等が主体となって実施することになるが、協議会では以下の点に留意する必要がある。

- ・基本的な評価の実施内容・スケジュールは各地方運輸局等で同一であるが、地域によって提出書類（評価対象）について独自の工夫を行っている地方運輸局等もあることから、実施方法の詳細については担当部局によく確認する必要がある。

5) 生活交通ネットワーク計画等への反映のさせ方

一次評価及び二次評価の結果を、生活交通ネットワーク計画等の計画策定に反映させる。



① 作業内容

調査事業は生活交通ネットワーク計画策定のために実施される事業であることから、評価結果を同計画策定に反映させることが必要である。具体的には、一次評価における協議会の評価結果、二次評価における第三者評価委員会による検証・アドバイスを踏まえ、必要に応じて追加調査等を実施した上で、生活交通ネットワーク計画策定に反映させる。